

平成28年度第5回
札幌市都市景観審議会

会 議 録

日 時：平成29年3月2日（木）午後3時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第四常任委員会会議室

■ もくじ ■

1	開会	3
2	議事	3
	(1) 札幌市景観計画の策定について（報告）	
	(2) 西15丁目電停周辺地区景観まちづくり指針（素案）について（報告）	
	(3) 定山溪地区景観まちづくり指針（素案）について（報告）	
	(4) 好きです。さっぽろ（個人的に。）の取組について	
3	閉会	36

平成28年度第5回札幌市都市景観審議会

- 1 日 時 平成29年3月2日（木）15時00分～17時15分
- 2 場 所 札幌市役所本庁舎 18階 第四常任委員会会議室
- 3 出席者 委 員：濱田暁生会長はじめ12名（巻末参照）
札幌市：まちづくり政策局都市計画部長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課都市景観係長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長
- 4 議事
 - （1）札幌市景観計画の策定について（報告）
 - （2）西15丁目電停周辺地区景観まちづくり指針（素案）について（報告）
 - （3）定山溪地区景観まちづくり指針（素案）について（報告）
 - （4）好きです。さっぽろ（個人的に。）の取組について

1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 定刻となりました。本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま、委員15名中11名の方がおそろいでございます。

札幌市都市景観条例施行規則第25条第3項により審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから、平成28年度第5回札幌市都市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の二宮でございます。議事に入るまでの進行役をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、お手元の資料を確認させていただきます。

本日、各委員のお席には、会議次第、座席表、説明資料1として、「札幌市景観計画」、説明資料2として、「西15丁目電停周辺地区景観まちづくり指針の素案」、説明資料3として、「定山溪地区景観まちづくり指針の素案」、説明資料4として、「好きです。さっぽろ（個人的に。）」の取組について、補足資料1として、「西15丁目電停周辺の景観まちづくり意見交換会第5回のニュースレター」、補足資料2として、「定山溪地区の景観まちづくり指針アンケート及びヒアリング結果」です。

以上ですが、不足のものなどはございませんでしょうか。

連絡事項ですが、岡本委員、廣川委員、八木委員からは欠席する旨のご連絡が入っております。また、西山委員につきましては、遅参する旨の連絡が入っております。

それでは、早速、議事に入らせていただきますが、これ以降、場内の写真撮影につきましてはご遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

これ以降の進行につきましては、濱田会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○濱田会長 それでは、私のほうで進行を務めさせていただきます。

今日は議事としては四つございます。

まず、議事（1）札幌市景観計画の策定について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（都市景観係長） 都市景観係長の山田でございます。

私から、議事（1）札幌市景観計画の策定についてご報告いたします。

札幌市景観計画につきましては、お手元にお配りして、資料番号は振っておりませんが、厚い冊子をお配りしております。景観計画につきましては、先週末の2月24日の金曜日に策定、告示をさせていただきました。内容につきましては、これまでご説明を差し上げ

た内容と大きく変わっておりませんので、内容のご説明は割愛させていただきたいと思っております。これまでの検討、内容を詰めていく段階等々、さまざま貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。おかげさまで、策定できたものと考えてございます。この計画につきましては、本日、印刷したものをお配りしてしまっていますが、現在、製本については製作中でございます。完成次第、お送りさせていただきたいと思っておりますので、ご了承を願います。また、景観計画の本書のほか、概要版と子ども向けのキッズ版も作ってございます。そちらにつきましても製本ができ次第、お送りさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でご報告を終わります。

○濱田会長 ありがとうございます。

かなり長い期間かけて審議会で検討させていただいてまとまった内容が正式に公になっていく際の内容に関する最終確認でございます。ご質問、ご意見がございましたら願います。

昨年の年度末に一度素案の確認を済ませておまして、その後、関連して改正される条例との関係を審議会の場で繰り返しご説明をいただきながら検討してきておりますので、内容的にはほぼご理解いただいているかと思っております。

進行役である私自身からも、この計画ができて終わりではなくて、これがスタートで、この計画に基づいて札幌市の景観まちづくりの取り組みを積極的に進めていくためのものですので、今後に期待するという点で、ここに示された内容で取り組んでいけば、これまで以上に成果が上がるということが期待されるという点を、感想として発言させていただきます。

今後、この内容に沿って動いていくということによろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○濱田会長 ありがとうございます。

この景観計画の中でも中核で議論されたところですが、多様な地域の中での個性的なまちづくりを地域の方々と一緒になって、今まで以上に取り組んでいくことが大きな方針となっておりますので、それに関連する議事(2)(3)、景観まちづくり指針に関して地域で検討されてきた内容について、山本係長からご説明をお願いします。

○事務局(景観まちづくり担当係長) 景観まちづくり担当係長の山本と申します。

私からは、議事(2)西15丁目電停周辺地区景観まちづくり指針(素案)について説明させていただきます。

西15丁目電停周辺地区につきましては、今年度、1回目の景観審議会にて報告させていただいたロープウェイ入口電停周辺地区とともに、モデル地区として景観まちづくり指針作成などの取り組みをこれまで行ってまいりました。この景観まちづくり指針に係る制度等につきましては、昨年12月に公布した札幌市景観条例に位置づけたところですが、条例では市長が指針を策定する際には、事前に景観審議会へ意見聴取をすることとしてお

ります。ただし、条例の施行が4月1日からということで、条例に基づく景観審議会への正規の意見聴取につきましては、来年度、1回目の景観審議会において行いたいと考えておりますが、審議会の意見をより丁寧にお聞きしたいということで、それに先立ちまして、今回、指針（素案）の内容を報告させていただき、現時点の指針の内容についてご意見をいただきたいと思っております。そういうことで報告案件とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明資料2で説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして目次になります。

構成としましては、1、目的と位置づけ、2、対象区域、3、目標・方針、4、景観形成の基準、5、届出の手続き、6、みんなで取り組む景観まちづくり活動となっております。

続きまして、2ページになります。

策定の経緯とありますが、本指針につきましては、地域住民等と札幌市が意見交換などを重ねながら協働で検討を行って策定するものになります。本指針の策定経緯の表についてですが、平成27年10月29日に事前説明会を地域で行ってから現在に至ることになります。中段の白抜きのところで平成29年2月1日から2月17日に意見募集とございますが、対象区域全戸を対象に景観まちづくり指針（素案）に対する意見募集を行っており、その際に使った資料が本日の説明資料となっております。

この意見募集の期間は終わっているのですが、その結果につきましては、現在整理中で、本日はご報告できませんが、今後、説明させていただきたいと思っております。

続きまして、3ページになります。

対象区域です。

この指針の対象区域ということで、景観まちづくり推進区域という名称で位置づけているものになりますが、基本的には西15丁目電停周辺の六つの町内会の範囲としております。その中で特に地域住民等も魅力的な景観の形成を進める上で重要であると感じている区域につきましては、景観誘導区域ということで、オレンジ色で地図上に塗られている部分を定めて積極的に景観形成の誘導を図っていくということを考えております。

ここで、今年度の1回目の審議会にてロープウェイ入口の指針の報告をした際に、もともと景観形成誘導区域という漢字で8文字の長い名称になっていて、ちょっとわかりづらいのではないかというご意見をいただいております。これを受けて、地域の方々と名称についても話をさせていただきまして、「形成」という言葉をとって景観誘導区域でも意味は十分通じるのではないかということで、名称を変更しております。この地域で特徴的なものは、地図上の右下にオレンジ色で塗られている部分がありますが、この部分は西屯田通になりまして、通りの東側が六つの町内会の範囲外になっております。ただ、アンケート調査等を経て、ここに商店街が形成されていることございまして、商店街としての一体性を考慮して、現在は、区域に入れているものになります。

続きまして、4ページ目の目標・方針です。

目標としましては、電停を中心に集積する多様な機能を生かし、地区の魅力を高める景観まちづくりということで、この地区は都心にも近く、交通利便性が高い地区でありまして、路面電車が曲線を描きながら通過するのが特徴です。そして、その電停の周辺には、医療、教育、商業、住居などの多様な機能が集積しており、多くの人々が往来するという特徴もあります。このような特徴を生かした景観形成を目指すということでこの目標を掲げております。

次に、5ページになります。

四つの方針ということで、暮らしの質を高める秩序と調和のある景観まちづくり、安全・安心で歩きたくなる景観まちづくり、みどりを身近に感じ、潤いと安らぎのある景観まちづくり、多くの人々が往来する特性を生かしたにぎわいと交流を創出する景観まちづくりと四つ位置づけていますが、特に地域の方々から特徴的な要望があったということに関しましては、2番の安全・安心のところ、特に地域の意見が多かった部分になります。

景観という切り口で、安全・安心についてどのぐらい踏み込んでいけるかは難しい部分もありますが、地域の意見を尊重して反映しております。

続きまして、7ページの景観形成の基準です。

つくりとしましては、まず、景観まちづくり推進区域では、取り組みを段階的に進めていく区域としての基準を定めるということと、景観誘導区域につきましては、景観上、特に重要な区域であるということで、積極的に景観形成を誘導するための基準を定めています。こちらにつきましては、届出制度と連動して運用していく予定になっております。

8ページから基準について、項目を分けてつくらせていただいているのですが、大きく分けて「みどり」、「建築物・工作物」、「夜間景観」、「広告物等」ということで四つの項目に分けて説明させていただきます。

「みどり」に関しましては、景観まちづくり推進区域については青色が塗られている部分ですが、こちらにつきましては、樹木や植栽等を保全しましょう、緑化に努めましょうという規定を設けた上で、景観誘導区域については、オレンジの部分ですが、緑の連続性に配慮しましょうという項目を設けたり、次の9ページでは、主要な出入り口へのアプローチなどを演出しましょうという項目を設けております。

10ページです。

「建築物・工作物」の基準になります。ここでは、景観誘導区域内における①建築物等の色彩を選定する際は、地域のカラーから選定しましょうということが特徴になっておりまして、地域のカラーにつきましては13ページに書いております。こちらには、札幌の景観色70色をベースとして、この地域の建物に多く使用されている色を調査しまして、地域のカラーとして整理しました。地域の意見としても、今ある街並み上、ある一定の色がそろっていたほうがいいのかというご意見があり、それを踏まえまして、このような地域のカラーを設けております。

続きまして、11ページに戻っていただきます。

先ほど方針のところ、地域の方は安全・安心の関心が高いという話をしましたが、ここで安全・安心に対応した基準が幾つか設けられております。

③建物を建てる時には、できるだけセットバックしてくださいということで、歩行者として見通しがよくなるなど安全性が高くなるということで、安全・安心に資するような内容になっております。

⑤多くの人々が利用する施設等には、通りからの見え方に配慮し、適宜、駐輪場を設けるようにしましょうということで、意図していない場所に駐輪されることで通行の妨げになったり、景観上、乱雑な印象を与えるということで、この地区は電停の周辺の路上に駐輪が多かったりという問題もあり、地域の方々も関心が高く、厳しい制限はできないのですが、基準として地域の意思を示すということで、このような基準を設けさせてもらっております。

続きまして、14ページの「夜間景観」に関する基準です。

景観誘導区域で、通りに面する建物の外構には、可能な限り屋外照明を設け点灯するようにしましょうということで、こちらにつきましても、今年度1回目の審議会にてロープウェイ入口の報告をした際に意見がございまして、そのときは、屋外照明を設けましょうという基準だったのですが、点灯しなければ意味がないというお話と、ただ、ずっとつけておくと省エネという観点からも難しい点があるというご意見がありました。それを反映させる形で、まず、点灯するようにしましょうとした上で、解説で、人が多く歩く時間帯は点灯するようにしましょうということを書かせていただいております。

続きまして、15ページの「広告物等」に関する基準です。

まず、15ページで広告物等のイメージができるような図を入れさせていただいた上で、16ページに景観誘導区域に関する基準を示させていただいていますが、街並みと調和したデザイン性の高いものにしましょうとか、複数の看板が予想される場合には、できるだけ1カ所に集約しましょうということと設けた上で、特徴的なものとして⑥がございまして、立て看板やのぼり旗などの簡易な広告物を設置する場合は、歩行空間の安全性に配慮した設置位置にしましょうということで、こちらにつきましても、地域で立て看板などが歩道にはみ出しそうになっている場所などがあるという話を受けまして、安全・安心に資する内容を盛り込んだ基準ということで設けさせていただいております。

続きまして、17ページです。

こちらでは、広告物の色などに関する参考例を載せさせていただいております。

次に、18ページの届出の手続についてです。

届出対象行為につきましては、31メートルを超える建物や1万平米を超える建物といった大規模な建物についての全市の届出対象行為に加えまして、こちらの地域で指定するものになっております。この内容につきましては、景観誘導区域において追加される届出対象行為ということで、建築物につきましては、高さ10メートルを超える新築等、広告

物につきましては表示面積が10平方メートルを超える屋外広告物の掲出等につきまして届出対象としております。こちらは、ロープウェイ入口と同じ届出対象の内容になっております。

19ページです。

(3) 公共事業とありますが、こちらにつきましても、今年度、1回目の審議会にてご意見があったところです。指針では、民地側でこういう基準をいろいろつくっていくのはいいのだけれども、札幌市の公共事業につきましても、役割をはっきり書いたほうがいいのではないとか、この指針でどう扱うのかということをお知らせしたほうがいいのではないかというご意見がございました。当時はちょっとわかりにくい表現になっていたのですが、はっきりと公共事業ということで、札幌市が行う事業においてもこの方針を踏まえるものとしますということをお知らせしやすく表記するということをお知らせしております。

最後に20ページです。

みんなで取り組む景観まちづくり活動です。地域との意見交換会やアンケート調査の結果に基づきまして、活動について例示させていただいているものになりますが、ここでも安全・安心に資するような内容が結構ありまして、1番の緑化・花植えのところで駐輪マナー等の啓発も含めたプランターの設置ということで、プランターを置くことで違法駐輪の多いところに駐輪できないようにするということがありますので、そういうものが景観に資する内容としてもできるのではないかとおっしゃっていただいております。

3番の安心・安全な沿道の街並みづくりということで、歩道際にあるのぼり旗、看板などの設置のマナー啓発を現時点でも町内会ベースでやっていただいているようなので、その取り組みについても位置づけております。

また、5番の冬の景観づくりということで、まちづくりセンターや学校などと連携した雪灯りの演出や、先ほど言った商店街などもありますので、6番にあるように地域内の飲食店などを紹介するマップ作成やウェブ作成の活用ということをお知らせし、今後、これに基づいて活動についても札幌市が一部支援を行いながらやっていければと考えているところです。

指針の内容については以上ですが、補足資料1として、5回目のニュースレターを配付しております。

こちらは参考配付とさせていただきますが、策定の経緯でも示してありますように、平成28年10月19日から11月4日まで景観誘導区域としたいと思っていたところの方々を対象にアンケートやヒアリングをした結果を示したものになります。細かな説明はいたしません、参考として配付しております。これらの意見を踏まえたものが、本日、説明させていただいた素案の内容となっております。

最後に西15丁目及び次に説明させていただきます定山溪の両地区の指針につきましては、本日いただいたご意見と各地区にて行った指針（素案）の全戸配布による意見募集にいただいた地域の皆様のご意見を踏まえまして指針の内容を修正した後に、3月中旬か

ら下旬に行われる最後の地域での意見交換会にて修正した指針について地域の皆さんの意見を伺いまして、説明させていただいた後に指針（案）として確定したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○濱田会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

ちなみに、この地区にお住まいの方や仕事場がそちらにおありの方がいらっしゃれば、そういった方からご意見をいただければありがたいです。

○沼田委員 冬期除雪という視点でいいますと、この地域非常に興味深いところです。商店というよりも古くからお住まいになっている方が非常に多く、西13丁目通は南3条以南は除雪がされていますが、その西側と東側の生活道路については、除雪が入らないで苦慮している地域なのです。

住民が一番思うのは、冬の生活道路が確保できない、車も通れないような状況になっているということです。夏のイメージとかい離しており、そこに住まわれている方が新しくまちづくりについて実際に取り組んでいけるのか、都市景観創りという意識の高揚が余り感じない地域ではないかと私は思うのです。商店街には、緑の景観を大切にした古いお家もありますし、それ以外は集合住宅も木造の建物が多地域です。そうした地域がモデルケースとして成功すれば、札幌市全域に相乗効果をもたらすものと期待したいところではありますが、地域ぐるみとなると難しい課題があるのではないかと実感があります。

○濱田会長 ということを危惧されているということですね。

山本さんが地域でやられている感触などで補足があればいただきたいと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 実際に地域でいろいろ意見などを伺ってここまでたどり着いたところですが、最初にこの取り組みを開始する際は、ぴんどこないというところがあって、まず理解していただくところに時間を割いております。実際この取り組みを進めていくと、多様な意見が出てきて、地域の景観のみならず、まちづくりという観点でいろいろなご意見を伺いながらまとめていけたというところがあります。当時、こちらからモデル地区ということでやってみませんかとかけ合ったときよりは明らかに意識が高くなっている印象はあります。

ここの地域は、分譲マンションというより、賃貸のマンションも多かったりして、ここにある医療施設や学校などに勤めていらっしゃる方が賃貸で住まわれていて、この地域に根差した方もいるのですが、そういう方が少ない地域であると地域の方が自らおっしゃってましたので、そういう中で、誰が中心に取り組むをしていくかは課題としてあるとは思っているのですが、指針をつくって、次の日からがらっと変わりますというものには全くならないのですけれども、まず一旦、地域の意思としての内容を固めて、これを運用して行って、長い目みてやっていくというところかなと感じております。

○濱田会長 ありがとうございます。

先ほどの資料説明の中でも、地域の方々のご意向をという話がありましたので、地域寄りの視点で接しておられるのだなと感じながら聞いていました。そのほかはいかがでしょうか。

○早川委員 私は、ここは全く行ったことがないので、この指針を読んで非常に興味を持ちました。

私は小樽から来るので、知事公館の前でバスを降りて、ちょっと歩いてみたのです。そのときに、都市計画道路福住・桑園通を真っすぐ南に向かって来ると、道路が曲がっていて、ちょうど今、正面のところでは何か工事をしていて、白い壁になっています。そこにできる建物は、歩く人にとっては、ランドマークというか、一つの目印になるので、どんなものになるのかと興味を持ちました。

次に、電車の停留所といいますか、15丁目のところがくっつく曲がっていて、電車を待っているプラットホームがとても狭くて、普段、自分が乗っているバスやJRなどに比べるととても狭いので、どういう順番に並んだらいいのか、わからないのです。ここに住んでいる人たちは、マナーがあって、きちんと整然と並んでいらっしやいましたけれども、こんなそばを電車が通って、安全なのだろうかと感じました。

ここの四つの角に立ったときに、周りが雑然としている中で、時計のある建物があるのですね。それが電車とリズムと合っているような、アナログの時計のある建物があって、こういうものは気持ちが落ちつくなと思いました。

電車に乗って、次に降りたのが西線6条と書いてある次の停留所で、この地図の点線のところから従って歩いたのですが、途中で西屯田通に行きたいのだけれども、ちょっと様子がわからなかったもので、まちづくりセンターさんに寄ったら、とても親切に教えていただきました。ですから、ここに書いてある指針がこの地域をリードしているような雰囲気があったらすごく素敵になると思いました。そこで働いている人たちもとても親切に教えてくれて、人の力はすごく大きいなと思いました。

西屯田通は、思っていたより幅が狭くて、街灯に西屯田通という看板があって、ここを歩いて行けばいいのだなと思ったのですが、午後2時か3時ごろに行ったものから、余り人も歩いていなかったのですが、この指針に書いてあるとおり、セットバックした建物はすごく可愛らしいつくりになっていて、まちの人も何かお花を買いに来たりパンを買いに来たりとか、日常生活のリズムが感じられました。駐車場もちゃんとあって、そこから空が見えて、いいなと思いました。

この絵でグレーに塗ってあるところから真っすぐ中村記念病院のほうに行くのか、札幌市立二条小学校に行くのかというところでちょっと迷ったので、こちらに次の歩く目標になるような、心ときめくようなものがその先にあつたらいいなと思いました。

感想ですが、初めて歩いたときに、ここが札幌の中でヒューマンスケールな魅力ある空間になるのを楽しみにしております。

○濱田会長 ありがとうございます。

○梅木委員 ニュースレターを見て、「みどり」というキーワードが入っていて、うれしかったです。早川委員は冬に歩かれたと思うのですが、多分、夏に緑がきれいになったときに歩くと、もっといいかもしれません。皆さん、緑に関心があるということがすごくうれしかったです。

○田中委員 私は、住んでいたわけではないのですが、N T T病院に長く入院していたことがあって、美術館に行くときにも西15丁目の電停を使うのです。今日も、わざわざ遠回りでごっち側を通って見てきたのですが、ここが一番特徴は何かというと、大きな病院が四つあるということです。ですから、電停の利用者も病院に通う方がすごく多いです。

ですから、景観としては、ここに住んでいる方はもちろんですが、よそから訪れる人とか、小学校もありますし、病院や小学校の関係者の方も加わって話し合いができたらいいいのかなという感じがします。

とにかく大きな建物なのですごく目立ちますし、この範囲には入っていないのですが、札幌医科大のクリーム色の建物があって、あれはとても目立つのですが、範囲の外であっても色に関してすごく影響力があります。ですから、見える区域、その区域から見える範囲を考えたほうがいいのかという気がします。

13ページに地域のカラーということで決められた色がありますが、医大のクリーム色の建物とこの色が合うか、ちょっと疑問に思うところもありました。どちらかというとき青系の寒色系だと思うのですが、入院していた経験からも、心とか体が弱っている状態の人は、なるべくやわらかい、暖かい色を求める傾向があると思います。何かもう少しやわらかい、暖かみのある色だといいなという気がします。これも感想です。

○濱田会長 地域の特徴でもあるということですね。地域の方々の意見の中でもそういう話は出てくると思います。

あとはいかがでしょうか。

○石井委員 私は、割と近くに住んでいまして、3年前まで夏祭りを西屯田通でよくやっていたのですが、やめてしましまして、できたら、このまちづくりをせっかくやっていたら、西屯田通の商店街の人たちと組んで、もう少し盛り上げてほしいと思います。

○濱田会長 ありがとうございます。

○沼田委員 私も石井委員と同じ意見です。西屯田通という実に魅力のある通りだったと思うのです。過去には、まちづくりの一環でお祭りもやっていた地域です。ここはモデル地域になっているのだという意識を地域の皆さんが持っていただき、古くからお住まいになっている方も自分たちが主役になれるような場を提供できるように後押ししていただければと思います。

景観まちづくり推進地域については、確かに言われていましたように、医大や公共施設があつたり、二条小学校は古い小学校で、あそこを利用されている方もいろいろいます。そういった方を抱え込むというか、そういう人たちもくつろげるような動線を工夫される

といいと思います。どうしても西屯田まで足を運ぶようなものが今はないです。実際に商店街も少ないですからね。そういう動線が楽しめるようなお店もちらほらありますので、その辺を工夫されて人を誘導できるようなアプローチを期待したいと思っております。

○濱田会長 ありがとうございます。

私も個人的に縁のあるところですが、札幌の中で下町的な雰囲気があって、生活感があって、若干寂れたところも含めてそういう感じがあってというところですが、少し新しい魅力が加わっていったり、最近見ていると、若い人たちが自分達で何かを始めるときに、都心部なり利便性のところは地価が高いので、こういうところの空き家を改修してやられたりという例もちらほらと見えてきています。ループ化とあわせて、そういう魅力に気づかれた方たちが挑戦されているということもありますので、新しい動きにつながっていけばいいなと思いつながりながら話を聞いておりました。

道路の線形も一部斜めになっていて、札幌の碁盤の目の中に意外なものが見えたりというおもしろみがあります。電車がぐっと曲がる場所も、動きがあったおもしろいですよ。

あとはいかがでしょうか。

○斉藤委員 そもそもという話になってしまうのですが、いつかの審議会でも私はお聞きしたことがあって、その説明を今思い出せないのですが、ここがなぜモデル地区に選ばれたのかははっきりしないことです。

この目的を読んでいますと、ほかの電停と比べてそんなに大きな特徴があるようには読めないわけです。なぜここなのだというのがこの中にもう少し出てこなければいけないと思います。先ほど沼田委員が言った難しいよねという点については、この地域の人たちにとって、何でここが景観のモデル地区に選ばれたのだろうかということが納得できなければいけないと思うのです。そこが第一歩だと思います。

これまでの経過を見てみると、市のほうからやりませんかと地域に働きかけているわけです。地域のほうから発意があって、こういう地区につくっていききたいという経過ではないです。そういうことを踏まえてざっと読んでいても、何で西15丁目なのかと思います。また、景観の形成指針を見ても、西15丁目電停付近ならではの基準は何もないです。あるのであればそれを説明いただきたいのですが、これは札幌市の市街地のどこにでも当てはまる指針だと思います。それを、今出た意見の中で、下町的なところがあるよとか、道路もおもしろい線形になっていたり、そこに大きな公共施設あるいは医療施設があって、非常に特徴的なのだと。だから、ここを2番目のモデル地域にしたのだというものがこの中に出てこない、読んでいても何かぴんとこないと思います。特にここに住んでいる人がこれを読んでさあやろうとなっていくのだろうかと感じました。

○濱田会長 そのあたりはいかがでしょう。

○事務局（景観まちづくり担当係長） おっしゃるとおりだと思っております。この地区を選んだ理由としましては、ロープウェイ入口もそうなのですが、まず、ループ化の話

があったときに、路面電車沿線をもっと魅力的な場所にしていこうという札幌市の大きい考え方が一つありまして、その中で電車沿線でどこの地区を選ぶかということでいろいろ検討した中で、まず、街路工事、道路の関係の工事が入っている場所が街並みが変わるきっかけになるということもあって、そういうところを選んでいくということがあります。また、西15丁目につきましては、二条小学校がありますが、ちょうど工事中でして、ここにまちづくりセンターと児童会館が併設されて、地域のコミュニティーの核の施設ができるということがあります。そういう地域が変わるきっかけになるタイミングが合ったということでこの地区を選んでおります。

未来永劫というか、ある程度の期間、この指針の内容で行けるようなものにしたいと考えておりまして、このようなことを指針の目的に書くと、そのタイミングでの話がここにずっと載っていくことになってしまっていて、指針の中に盛り込みづらいということがあります。そして、内部で考えていたのは、「はじめに」みたいなものがあって、取り組みのきっかけはこういうことでしたというのをまた別につくらせていただいて、それをアピールしていこうと考えております。

基準のほうですが、もう少し特徴が出たほうがいいというのは私どもも思っておりまして、おっしゃるとおりです。地域の方と意見交換をしながら、地域の意見を踏まえて基準をつくっていく中で、特徴的なところが出てくればいいのですが、まだそこまで集約されていないというところがあると思います。ただ、一旦、この内容は地域の皆さんとしては納得できるものだと思っています。あとは、もう少し踏み込んだ内容になると、全員が守れないという基準の内容になる可能性があります。地域の方々としては、どちらかというとな、無理のない基準でまず一旦はやりたいというお話がありましたので、特徴が出づらい基準が並んでいるように見えるのはそのとおりかもしれませんが、今後、この指針を見直していくタイミングもあると思いますので、そちらのほうで受けさせてもらえればと考えております。

○濱田会長 以前の説明と重なると思いますが、多分、地域でモデルとしてやりませんかということで取り組んだ結果どうなるかということと言うと、今後、幾つかの整備が進められて行く場合に、皆さんのご意向でその姿が変わるのですよ、それに参画してかわりませんかという投げかけは、行政の手法として一つあってもいいと私は思っています。それがいいほうに行くか、悪いほうに行くかという検証も含めてということですね。こういう特性だからやりましょうということ行政が言うよりは、道路のつくり方にしても、拠点施設のつくり方にしても、皆さんの意向で内容は変わり得る状態に皆さんにご提示しますので、一緒にやりませんかという手法です。モデル地区の取組のきっかけとして、それはそれで一つあるのではないかと聞いておりました。

○小澤委員 今の議論の中で思っていたのですが、これを第三者的に見たときにわかりづらいところがあります。それは、まさに今おっしゃった背景です。どういう背景でこうなっているのかということです。また、具体的な課題もわかりづらいです。例えば、アンケ

ート、ヒアリングということで、左の濃い茶色は「必要」「あってもよい」ということで、「必要」が多いからということですね。例えば、この「必要」というのも、今はできていないので、必要というニュアンスなのか、あるいは、既にある程度やられていることで、さらにこれをキープしていかなければいけない話なのか、その辺がわかりづらいと思うのです。現状を客観的に観察した結果をまとめて、それを課題として整理しておく必要があると思います。

ただ、まだ発展途上の段階でこうするのだというのが前面に出てしまうと、それは皆さんがついて来ないと思うのです。それとは別に分析は必要だと思っています。例えば、色のところの70色の中から、ほぼこういった色のものが使われているのだろうということですね。私もつぶさに観察していないのですが、この70色以外の景観に好ましくない色も実はあるのではないかと思います。そういうことも共有していかないと、例えばふさわしくないものをこうしていきましょうという具体的なイメージにつながっていきづらいと思うので、そういったところをサポートする必要があると思います。それは冊子になるのか、全部を指針でなると非常に上から目線になってしまいますので、分析の冊子とこういったものと二つが必要ではないかと思います。そうすると、もう少しわかりやすくなるのではないかと思います。

○濱田会長 ありがとうございます。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 恐らく資料編的なものが必要で、この取り組み自体、委託業者と一部連携してやっているところもあるのですが、実際に地域と意見交換をしている中では、分析というところまで行けているかどうかはわかりませんが、現状、一緒にまち歩きなどをして、こういう状態だよねということを確認しながらやっております。ですから、現状を全く分析していないということではなくて、ある程度やらせていただいております。また、今後、その結果をそこに参加していない方にもシェアしていくということはすごく重要だと思いますので、これも内部で考えている話ですが、例えばここはどういう都市計画が定められているかということを含めて現状分析を委託業者にやってもらうのですが、その辺は資料編的なものでまとめてホームページ等にアップしながら、その情報も含めて公開していくということも考えております。

現状はそこまでまとめられておりませんので、この後のステップかと思っています。その委託業務の中でもそういうことができるかもしれませんので、そこは検討させていただいて、わかりやすい内容で載せさせていただければと思います。

○小澤委員 分析と課題の洗い直しも、できるだけ地域の方が主体でやっていただいたほうが良いと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今まで議論した中で出てきたものがありますので、本日お配りしているのは5回目のみになりますが、ニュースレターという形で、その前に4回出しておりまして、そこで地域の方の意見もあって、それをこう受けていますというやり取りをつづらせてもらっている部分は既に公開されていますので、現状分析に特化し

たものは今はないので、それはもう少し考えさせていただければと思います。

○沼田委員 それは、我々も意見を言えるのですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 意見といいますと……。

○沼田委員 今、小澤委員が言われたように、パーセンテージだけを見ると、これだけがひとり歩きするような感じがしてならないのです。私が思うに、例えば高齢者のカテゴリーだとか、あるいは女性であればこういった傾向を示すとか、いろいろなケースがあると思うのです。したがって、総合的且つ俯瞰的に検討していかなければなりません。

ですから、この分析は、パーセンテージが多いからここの施設をまちづくりに適用すべきだというのはちょっと早計過ぎるのではないかと思います。

西15丁目の地域は、54ページの第5章に最初から挙げられていましたので、私なりにここはこうなるのだろうと理解していました。しかし、ここに住む方の多くは、急に示されてもこの地域が何でモデル地域になるのかと思う人が多いのではないかと思います。

既に、ここには資料館という歴史的な建物があります。ここで重要なのは地域の人たちが地域のどこに憩いを求めて動くかということです。例えば、幼稚園の子どもたちがどこに行くのかというと、資料館の裏のところのカッコウの森に行くわけです。そういう動き、つまり動線を考えれば、資料館をこのエリアの中に入れるというのは、このまちづくりを推進する意味では非常に価値があるような気がするのです。ここに住まわれている方が憩いの場所としてあるのは、資料館あるいは資料館の裏にあるカッコウの森という名前のついたところですが、実際に地域の方もそこで子どもたちを遊ばせているのです。あるいはコンサートをやってみたりということも過去にありました。

そういう既に利用しているところの価値を再考しながら、まちづくりを推進していくのも一つのアイデアではないかと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） エリアを拡大するという話も今後は考えられる話だと思っているのですが、西15丁目電停周辺の六つの町内会をベースに意見交換をさせていただいたというところで、一旦はこのエリアで、こういう指針の内容でいきたいというものをまずまとめた上で、今後の展開かなと思うのですが、例えば資料館だとか、先ほど出た医大のほうですとか、そういうのも、この基準でここの地域ではやっているのですが、どうですかというお話をしながら、広げていくということも考えられると思います。

現時点では、まだこのエリア外でお話をしていませんので、急に入れることは難しいのですが、今後の課題かなと考えております。

○濱田会長 あとはいかがでしょうか。

○渡部委員 景観形成の基準の広告物等に関するのですが、1から6まで書いております。書いていることは非常にもっともだと思うのですが、具体的にどうなのかということになると、ちょっとわかりにくいところがあると思います。例えば、広告物の大きさはブルーの①に書いているのですが、つける位置や高さ、数量、また形状なども関係してくる

と思いますし、色彩に関しましても、調和する色彩と書かれていますが、調和するという事は、1色ではなくて2色以上ということですから、配色が問題になってくるのではないかと思います。この1件だけではなく、景観ということになると、2件、3件、また背景もいろいろな色が出てくるので、配色という言葉も少しあったほうが良いと思いました。

のぼりは、既製品には派手なものが多いので、どうかと思います。お休みの日は引っ込めるとか、風で傷んだらきちんと補修するとか、そういったことも重要かと思います。

○濱田会長 先ほどのニュースにもありましたように、3月14日にまた議論されるということですね。そして、正式なご意見は、新年度に入ってからさらにとということですので、きょうのところはこのぐらいでよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○濱田会長 続きまして、議事（3）の定山溪地区についてです。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 続きまして、議事（3）の定山溪地区景観まちづくり指針（素案）について説明させていただきます。

こちら、西15丁目電停周辺地区と同じく報告案件となっております。

説明資料3にて説明させていただきます。

まず1枚めくっていただきまして目次です。西15丁目と大きく変わっておりませんが、4のところ、区域指定等ということで、区域指定の考え方のところ、少し定山溪特有のものを入れておりますので、後でご説明したいと思います。

1ページです。

背景と目的のところ、この取り組みを始めたきっかけにつきましては、左下に定山溪観光魅力アップ構想（抜粋）とありますが、札幌市の観光部局で平成27年3月に策定した定山溪観光魅力アップ構想がございまして、そこに目指す将来像の実現に向けて温泉街らしさやにぎわいづくりといったことと、その方向性として美しい都市型温泉観光地としての景観形成を掲げております。その主な取り組みとして景観の魅力を高める指針を策定することが位置づけてありまして、それを受けて、この指針の策定に向けて取り組んできたものになります。

2ページです。

本指針につきましては、定山溪地区の魅力アップに向けた具体的な展開などについて検討を行うために札幌市の観光部局で定山溪連合町内会、または宿泊施設等の事業者の方々、学識経験者の方々などで構成される定山溪観光魅力アップ検討会議を開催して、その中でこの指針についても意見交換を行うなどしまして、札幌市と地域の方々が協働で内容を固めていったものになります。

策定までの経緯につきましても、平成27年9月から順次意見交換などを行わせていただきまして、中段ぐらいにあります、平成29年2月3日から2月17日までを意見募集の期間として、こちらにつきましても、対象区域内の全戸に素案を配付しまして意見を募集したのになります。そこで募集したときの資料が本日説明する資料になっておりま

す。

結果につきましては、こちらについても現在整理中ですので、本日はご説明できません。ご了承ください。

3 ページです。

対象区域についてです。この指針の対象区域につきましては、下図のとおりですが、基本的には地図上にある七つの町内会の範囲をもとに定めております。ただ、特徴的なのは、地域の方々の意見として、国道230号沿いで、地図の右側に錦トンネルとありますが、このトンネルを抜けたら定山溪温泉だというイメージを持たれているということで、区域につきましても、ここで一旦区切らせてもらっております。

次に4ページの目標・方針についてです。目標としましては、「四季折々の美しい自然にとけ込む札幌定山溪～めぐりたくなる湯のまちへ～」とし、四つの方針を掲げさせてもらっております。

まず方針1ですが、定山溪温泉は、あまり知られていないのですけれども、国立公園の中に位置しているということで、地元の方々も自然が一番の魅力だということで、豊かな自然を大切にするという方針を掲げております。

また、観光部局で、もう少し定山溪に泊まった方々がそぞろ歩きをするということを促進したいという考えがあります。現状では、観光客の方々、ホテルに泊まった方々が外を歩くような風景はそこまで見られないものですから、定山溪のことをもう少し知っていただくためにもそういうことが必要だということで、歩いて楽しいということの方針の2で掲げさせていただいております。

方針の3で溪谷美を守るとありますが、地域の方々の意見としても溪谷美に誇りを持っているところがありますので、これを守っていこうということ掲げています。

最後に、今年度、定山溪は開湯150周年ということで、昔から札幌の奥座敷として栄えてきたということもありますので、その成り立ちを継承した景観まちづくりをしていきたいと思いますということで、この四つの方針を掲げさせていただいております。

6 ページです。

区域指定の考え方について説明している部分です。

6ページにつきましては、ほかの地区と同じく景観まちづくり推進区域の中に重要な区域として景観誘導区域を定めているところですが、このエリア設定につきましては、この地区の中心に豊平川が流れているということで、そこにかかる橋からの眺望が大事だという意見を地域の方々から多くいただいておりますので、それらの橋から見渡せる範囲を一度調査しまして、そこが大体包括できるエリアがオレンジ色で塗られているところです。この地区につきましては、主に届出制度と連動してやっていくということで考えております。

次に8ページです。

この地区の特徴として、景観誘導区域の中にさらに指定路線及び眺望点を定めておりま

す。指定路線は、定山溪の地区への主要なアクセス道路である国道230号線や温泉街の中心部を通る主要な道路である定山溪中央線という道路があるのですが、この辺は地域の方々としても、より重要に景観上やっていきたいというご意見がございましたので、一旦、指定路線ということで指定させていただいております。眺望点につきましても、地域の意見として、豊平川にかかる橋から定山溪らしい景観を堪能できる眺望点を守っていきたいということもありまして、ここで設定しております。この指定路線や眺望点という言葉、この後、説明する基準と連動させて誘導していくというつくり込みをしているものになります。

9ページ、10ページにつきましては、眺望をイメージできる写真ということで、この図郭の中だけの景観を守っていくというわけではないのですが、一旦、イメージできる写真を載せさせていただいております。

11ページの景観形成の基準ですが、大きな構成は他の地区と大きく変わりません。ただ、定山溪地区で追加されている項目としましては、先ほど、「みどり」、「建築物・工作物」、「夜間景観」、「広告物等」ということで西15丁目でも話がありましたが、真ん中に「駐車場」ということで、これが定山溪で特別に追加しているものになります。

12ページからは項目ごとに基準が書かれている部分になりますが、まず、「みどり」についての基準です。積極的に緑化するか、維持管理に努めるという内容のあった後に、景観誘導区域内においてはみどりの連続性を意識してくださいとか、13ページの一番下にありますが、ここでは指定路線に接する敷地部分に植栽する際は、定山溪の在来種を積極的に取り入れるということで、指定路線という言葉が出てきて、ここで先ほどの指定路線の指定が生きてきまして、そこに接する部分につきましては、もう少しきめ細やかな基準を設けているというつくりになっております。

在来種につきましては、必ず入れるというのは難しいので、できる限り選定しましょうという基準になっております。

14ページです。

下にある基準ですが、溪谷沿いということで、溪谷に面した敷地では、周辺のみどりの連続性を意識して緑化及び既存の緑の保全を行うとともに、対岸や眺望点からの見え方に配慮し、溪谷を魅力的に演出する工夫を行うということです。これにつきましては、眺望点という言葉をおの中に入れて、先ほどの眺望点の指定と連動した基準として設けております。

15ページです。

「建築物・工作物」についてです。まず、景観まちづくり推進区域の基準として、自然と調和するような色彩や景観に配慮しましょうとか美観の維持管理に努めましょうということが書かれた後に、16ページで、景観誘導区域になりますが、眺望点からの眺めを意識し、後背の山並みやみどりの連続性に配慮した高さや形態とするということで、周辺の山並みが重要で、眺望点から見える山並みを大切にしたいというご意見がありましたので、

その連続性を遮らないように配慮してくださいということで、配慮事例を載せて誘導していきたいと考えております。

17ページです。

建築物・工作物の色彩については、地域のカラーから選定することということで、22ページを見ていただきたいと思います。

こちらにつきましては、先ほど申し上げたとおり、定山溪地区は国立公園に指定されていまして、国立公園の中ですと、特別地域とか普通地域という形で、自然公園法で指定する制度がありまして、ここは普通地域となっているのですが、一定の規模の建築行為等をした場合に許可制を取っておりまして、その許可をする際に色を縛っている基準があります。環境省でやっているのですが、普通地域ですと特別地域と違って、届出をするものは少なくなってしまうと、今、定山溪で建っている大きなホテルなどが対象となると思います。それほど大きくないものは対象になっていないのですが、過去、もう少し厳しい色の基準などで許可をしていた時期があるようでして、そのときに指導で建物の色がある程度色彩に統一されている部分がありますので、その基準を準用し、現状から来る色彩を大事にしながら、既存の街並みを尊重して地域のカラーを選定しております。

17ページに戻っていただきまして、17ページの下ですが、眺望点から望むことができる溪谷沿いの建築物の屋根は自然になじむ色彩とするということです。

この特徴として、眺望点を設けたことで、普通のところでは屋根の色などを指定することはないのですが、上から見える部分もございまして、自然に溶け込むといったときに、先ほど言った自然公園法から来る許可の基準でもこげ茶色や赤褐色などの色にしろという基準がございまして、それを準用した形で地域のカラーでそれに近い色を使用しましょうという基準を設けさせてもらっております。

次に、18ページです。

下になります。指定路線沿いに建築物の低層部の外観はできるだけ自然素材を使うということで、定山溪観光魅力アップ構想の議論をしていた際も、地域から自然と調和するとか温泉街らしい落ちついた和の雰囲気を出したいというご意見があったようでして、そちらでも位置づけているものがあるのですが、基準に和の雰囲気と書くと、誘導がなかなか難しいところもございまして、地域の方々のご意見を参考に、できるだけ自然素材のものを低層部には使っていきたいと思いますという基準を設けさせてもらっています。

20ページ、21ページです。

附帯設備などということで、空調の室外機や温泉ポンプ施設、バックヤードなどは目立たないように、配置や色彩、材質などに配慮するとか、それができない場合についても、植栽や柵などで修景しましょうということで三つ基準を設けさせてもらっています。

23ページです。

ここで、「駐車場」の基準が出てきます。定山溪地区特有の基準になっていまして、地域の意見として温泉やホテル等に付随する砂利敷きの駐車場などがあった場合に温泉街の

景観を分断してしまうという意見が多く、この項目を設けております。

例えば、23ページの下の部分とか周囲の街並みと調和するように工夫するというところで、道路に面する場合は塀や柵などを設置しましょうとか、次の24ページですが、駐車場内は適宜緑化しましょうとか、立体駐車場であっても植栽等により修景しましょうという基準を設けております。

25ページは「夜間景観」についてです。

こちらにつきましても、下の屋外照明の部分、景観誘導区域の基準になりますが、指定路線沿いの屋外照明は明かりの連続性に配慮した照明計画としましょうとか、26ページになりますが、指定路線沿いや溪谷沿いの建築物は、窓から漏れる明かりについても色温度の低いものを使用しましょうという基準を設けさせてもらっています。

27ページにつきましても、これも定山溪特有ですが、眺望点から望むことができる溪谷沿いの建築物などの溪谷へのライトアップなどで美しい夜景づくりを心がけましょうということを設けさせていただいています。

次に28ページです。

「広告物等」の基準を設けさせていただいております。こちらにつきましても、28ページの右側に写真がありますが、実際に定山溪にある歓迎塔の写真ですが、このような事例を載せさせてもらってイメージしてもらおうということをしつつ、29ページで街並みと調和するデザインにしましょうとか、溪谷や背景となる山並みや眺望に配慮して屋上広告物についてはできるだけ設置しないようにしましょうとか、案内サインは視認性に配慮した配色や形態としましょうということを掲げております。

次に、30ページの届出の手続についてです。

景観誘導区域においては、先ほど西15丁目でお話をした建築物ですと高さ10メートルを超える建築物の新築や、広告物については表示面積が10平米を超える屋外広告物の掲出などは変わらないのですが、特徴としては、まず、駐車場の基準がありますので、駐車場の整備、500平米以上の駐車場を整備する場合については、まず、届出の対象にしたいということと、その上にありますが、景観まちづくり推進区域ということで、景観誘導区域の中だけではなく、もう少し広い景観まちづくり推進区域内であれば、どこであっても宿泊施設等の用途に該当するものを新築した場合については、原則、届出の対象としてほしいという地域の意見がありましたので、それを反映した形になっております。

31ページは、先ほどご説明した西15丁目と変わらないので、省略させていただきます。

最後に、32ページに活動について位置づけています。

こちらにも、地域の意見を参考に例を書いておりますが、やはり観光という視点が重要になってきますので、地域の方々からもそちらの活動についてご意見がありまして、例えば③SNSやパンフレット等で隠れた観光スポットをPRしたいということで、外を歩かせたいということがありますので、こういうものをアピールしていきたいという考えがあり

ます。また、④のおもてなしの心の醸成ということで、宿泊施設等の従業員を対象にしたまち歩きやおもてなし研修ということで、実は、今、定山溪のホテルなどに勤めている従業員の方々が、観光客の方々にどこがいい場所ですということを紹介できない現状があるようでして、こういう景観の取り組みと連携しながら、そういう場所も知ってもらいつつ、おもてなしの心を持っていただいて、観光に資する内容にしていきたいということで、このようなことを掲げさせていただいております。

指針の内容については以上ですが、補足資料ということで、補足資料2をつけさせていただいております。

定山溪地区景観まちづくり指針アンケート及びヒアリング結果ということでお配りしております。

こちらは、平成28年10月3日から10月17日まで、景観誘導区域としたいエリアの方々を対象にアンケートとヒアリングをした結果を示したものになります。こちらの細かい説明はしませんが、参考に配付しております。これらのご意見も踏まえて、本日、説明させていただいた素案となっております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

○濱田会長 ありがとうございます。

定山溪の温泉街についてですが、いかがでしょうか。

○田中委員 最後の32ページの緑色の1から6まであるのですが、これを読むと、これ自体は観光協会の仕事ではないかという気がします。観光協会がやればいいのかと思ってしまうのですが、今、札幌市がこういうことに取り組む理由と、観光協会がこれにどのように絡んでいるのか、ちょっとお聞きしたいです。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 先ほど指針の2ページでも少し触れましたが、市の観光部局で開催していた定山溪観光魅力アップ検討会議の中に観光協会の方も入っていただいているものです。意見交換の中でも、観光協会の方が入って意見を出していただいているということがあります。

先ほどあった32ページの活動については観光協会がやればいいのかというお話ですが、定山溪はやや特殊でして、地域住民というようなくくりで考えると、先ほどの西15丁目とはわけが違って、人がたくさん住んでいる場所ではないのです。ただ、昔から住んでいる方などもいらっしゃるって、高齢になられているということで町内会活動もなかなか難しいという課題はあるようですが、観光協会だけでこれを全部やってしまうと、この景観まちづくり指針というものが、地域のまちづくりにも資する内容ということでやってきたところがありまして、観光に特化するものではなくて、地元の方々もこの活動に参加していただくことで、効果としましては、地元の方々が定山溪という場所にもっと誇りを持って、愛着を持っていただくということになれば、今後のまちづくりにもつながっていくということもありますので、一旦、この内容につきましては、観光協会だけではなく、地元の方も一緒にやっていきたいと思いますということで話をさせてもらっております。

○濱田会長 先ほどの特殊事情の話は、全く温泉と無関係に、ただ住んでいるだけという方は意外と少ないわけですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そうですね。

○濱田会長 温泉街に何らかの形でかかわっているという意味の地域住民ですね。住宅街とはちょっと違うところがあるかもしれません。観光協会と住民は全然関係ないというのではなくて、住民の方々が観光協会会員であるという感じに近いですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そういう方もいらっしゃいます。

○沼田委員 観光部局とよく相談されることはよろしいと思います。定山溪の地域の活性化については、観光部局から力を入れたいということも伺っているのですが、それであれば、札幌の奥座敷として札幌市民がどのようなものを望んでいるのか。このアンケートからは、地域事業主や地域住民の方の特定の意見のように感じられます。札幌市民全体としてはこの結果が果たして本当かどうかわかりません。北海道は新しい土地です。一方、本州から来られる方は歴史のあるところに住まわれています。定山溪がいいなと魅力を感じるといのは、我々と少し違う感性があるのではないかと思います。

もう少し歴史的な方針4のところ、定山溪には北海道開拓の礎となる歴史があったことを強調されてはいかかかと思えます。つまり、ここの地を訪れる意味合いですね。景観というよりも、ある意味、風土を形成しているようなまちなので、単純にこのカラーがいいとか悪いという問題よりも、歴史を重んじるような視点でこういう指針を策定されたらどうかと思えます。

○濱田会長 ありがとうございます。

本願寺道路の話は、ご存じの方もいらっしゃると思えます。

○梅木委員 私は層雲峡温泉の仕事を長い間しているのですが、層雲峡温泉は完全にインバウンドというか、海外の方が多いのですが、定山溪はそういうイメージがなくて、札幌の人がちょっと泊まりに行くようなイメージがありますが、そういう数字的なものはないのですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 具体的なものは持ち合わせていないのですが、今は、インバウンドと言われている海外の方がすごく多く来ております。札幌市にお住まいの方も行っている方は行っているのですが、昔に比べて、インバウンド系の観光客がふえているのが現状のようです。

○梅木委員 観光ガーデンの仕事をするので、インバウンドが来ているけれども、対策をどうするか、これを取り込むべきなのかどうかという話になったときに、取り込もうとしたら、すごく派手にしていったほうがいいのですが、きっと私がかかわっているところは、そうはしないで、アジアの人たちも、今、私たちの景観の考えに追いつくときが来ると思うから、それらしくは見せるけれども、今の雰囲気壊さないでいこうというオーナーの考えでことしの方針が決まったのですが、ここはそのように考えているのではないかとここは思っています。

ここは、観光と切り離せない場所で、それで成り立っているところなので、そういう歴史があるとか、本当に緑豊かなところであるとか、札幌市民の憩いの場でもあるということ踏まえた上で、なおかつ、ちょっとはインバウンドを意識したようなおもてなしの感じがあると、より一層、栄えて、入湯税も入ってきて、札幌市にもいいというふうになると思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 実際に、今、外資系の方々が定山溪の土地を狙っていたりということがあられるようです。委員がおっしゃったとおりで、そういうことを危惧しているというのもありますので、この景観まちづくり指針みたいなものがあれば、一旦、ブレーキがきくといいますか、今ある街並みは守りつつやってくださいというものにはなるので、そういう面では地域の方々はこの指針につきましてはやったほうが良いという意見が多いということです。

○濱田会長 今のお話に関連して私の立場からですが、観光のビジョンで、都市型温泉観光地という書き方になっているのはどういう意味なのでしょう。一方では溪谷の話になっているのですが、都市型という言い方になっているそのつながりが見えにくいのです。

もう一つは、景観は大事にしながらやりますと書いてくれているのはいいと思います。観光のためには景観は二の次だという価値観の方もいらっしゃるわけではないので、都市型という部分と自然に近接しているという部分は、札幌市民の奥座敷のあたりにどうつながっていくのかというあたりですね。

都市近接型というのだったらわかるのですが……。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 観光で都市型と言っているのは、札幌の都心と定山溪はちょっと離れているようには見えるのですが、ほかの温泉地と比べると、大都会と温泉地がすごく近いという意味で都心型と使っているようですよ。それを売りにしたいということです。

○梅木委員 国立公園でしたか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ここは国立公園内です。

○梅木委員 植栽などは結構厳しいですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そうですね。今、指定したエリアは普通地域がほとんどですので、余り厳しくはないですけども、特別地域となると結構厳しくて、何をすることも許可制になるということが出てきます。

○濱田会長 ほかにいかがでしょうか。

○片山委員 今、私たちが意見を求められているのは、定山溪のまちづくり、主に景観の視点から、もう少しこういう視点があったほうが良いというアイデアなのですか。それとも、こういう仕組みでこれを各地域でやっていくことはどうであろうかという意見を求められているのですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） その両面があると思います。ただ、このもの自体が、地域の方々の意見を集約した形にはなっていて、地域の方としてはこういう基準を設

けてほしいというのを今ここに書いているので、これは要らないのではないという話になったときには、地域の方と相談しないと変えられないということです。

○片山委員 そういう場ではないと。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そこはなかなか難しいかもしれませんが、例えば、基準の書き方とか、もう少しこうしたら誘導できるのではないかというのがあれば、そういうものは大いに伺いたいと思っていますところでは。

○片山委員 私が都市計画の面で気になるのは、そぞろ歩きをさせたということです。今、日本で温泉街へのニーズとしてはあるけれども、そのスケール感がないのです。先ほどの医大の地域と違って、今回の景観誘導区域が数キロにわたるので、その中で眺望点を設けたり、指定路線を設けているのはいいのですが、これはヒューマンスケールの道路のスケールではないので、そぞろ歩きの路線ではないのです。ポイント、ポイントの景観誘導にはなっていると思うのですが、人が浴衣を来て、下駄を履いたまま、湯冷めのしない時間帯で歩くまち並みという視点がないのです。例えば、雪国だと雁木があって、そこに単体のホテルの中ではおさまらないお土産さんが軒を連ねてとか、飲み屋さんがあるとか、かつてあったものが今失われている定山溪を捉え直すような視点での指針が全然ないと思うのです。

この場で言うことではないと思うのですが、今、この定山溪がモデルとして浮かび上がってきたときに、はたと考え直すと、こちら側である一定の人をまちの中で歩かせようという、ある一定の時間をもって人の景観体験みたいなものを創出しようとしたときのヒューマンスケールな距離感とか経路の設定の考え方が余りなかったということに気づいたのです。定山溪の地域が札幌市内での景観計画を考える上でモデルとして少し特異のような気がするのですが、そこは私の中でジレンマがあるのです。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ありがとうございます。

そぞろ歩きを観光部局としても推進していくというところで、今考えているのは、8ページにある指定路線と言っているところで、できれば観光部局としても歩かせたいという場所になっています。そういう意味で意思表示はしているのですが、景観まちづくり指針だけで全てを誘導するというのは難しいことになるので、ここにつきましては、別の施策といいますか、観光部局としてそういう魅力をアップしていこうという施策と連携しながらやる必要があると思っています。例えば、これは新たに建てる建物など主に新規系のものの民地側の基準になっていますが、既存の改修の話になったときに、外壁改修ぐらいしかはまってこなくて、ちょっと改修するときは基本的には届出の対象にならないものになってしまっているのですが、観光部局である程度予算を確保しまして、一定期間、修景の補助をするということを考えております。このような施策を、例えば指定路線沿いを重点的にやるとしたときに、今ある街並みよりは少しでもよくなるのではないかとこのところ、歩く方々も少しいいものが目に入るようになり、そぞろ歩きを誘導できるのではないかと、この指針の中だけで全部完結は難しいのですが、連携しながら取り組んでいけれ

ばと思っております。

○片山委員 具体的な連携先というのは、行政部局間なのですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 観光・MICE推進課という部署がありまして、そこと一緒はこの取り組みを行っております。

○濱田会長 定山溪中央線のところは、坂道があって、道が狭くて、ヒューマンスケールというか、車と人が混在しているということで難しいところがあるかと思えます。このあたりは西山先生がお詳しいかと思えますが、観光地の温泉ホテルの中で大規模ホテルのあり方が抱え込み型で、一旦ホテルにはいったらあまり余所には出さないという手法をずっとやってきて、その結果、エリアとしての魅力が薄れてしまったという反省があつてのそぞろ歩きが出てきているとすれば、今おっしゃったような誘導策と兼ね合わせながら、パブリックな空間と個別事業者の領域をうまく連動したやり方でやっていくという指針にしていくという議論がされていくとすれば変わっていく可能性はあると思えます。

私は、たまたま九州から父の転勤で来たときに、その年の職場の観楓会を定山溪でやられたのですね。私は既に免許を持っていたものですから、おやじを迎えに行ったときに、こういう道を行った記憶があつて、あの当時の雰囲気からすれば、今は、ちょっと当時の風情は欠けてきているなという思いがあります。そぞろ歩きという言葉がこの指針の中で出てきているということは、事業者側にそういう危機感なり問題意識なりがあると読み取って、期待できる場所があると思っております。たまたま私も層雲峡のお手伝いをしたものですから、あそこもそのようにして車を入れないようなローカルルールをつくって、車を優先にしたがためにそうなってしまったということへの改善対応策として取組んだことがあります。事業者がそのように意識されているのであれば、うまく連携していけばという期待を持ちながら聞いていました。

○沼田委員 私は、観光部局が都市景観の考え方に歩み寄ってきたのではないかという感覚があるのです。そうであれば、観光部局が将来のビジョンと方針を我々に伝えてくださってもよいのではないかと、思うのです。全国のそぞろ歩きというイメージですと、ちょっと物足りないです。例えば、野沢温泉などは野外で自由に入れる温泉小屋があり、必ずと言っていいほど、そぞろ歩きをするわけです。冬に歩かせるというのは、非常に難儀するところですが、そういった都市計画としての最初の理念が見えてこないわけですね。ですから、観光部局が主導的に意見を探ってきているのはわからないわけではないですが、全体の都市計画として札幌市は今後どのように対応していくのかというところを建設サイドも含めて、もう少し行政間の中で議論をし合ってほしいのです。その結果、まちづくり景観としてのビジョンをさし示すものがあつてもいいような気がします。資料では、急に定山溪が出てきても、市民の皆さんからはなかなか理解を得られないのではないかと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 1ページに書いてありますが、札幌市としては、札幌市まちづくり戦略ビジョンというまちづくりの大もとになる計画があつて、その下に、

経済産業ビジョンとか、観光まちづくりプランなどがあります。それに基づいて、定山溪観光魅力アップ構想というあえて定山溪にスポットを当てた構想をつくったということで、ここで定山溪をやっていくという意思表示をしているつくりになっています。この構想を策定する際に地域の方々と議論をしながらまとめていったものということでご理解いただければと思います。

○沼田委員 それであれば、最初にいただいた景観計画の中に、いろいろな方針などをもう少し具体的に示していただいて、この指針がどの位置づけにあるのかということが市民にも理解してもらおうというものがあつたほうがわかりやすいと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今、新しい景観計画の2ページに位置づけておりますけれども、1-2のところですか。他の分野別計画等が左側にありまして、ここに観光まちづくりプランが明記されております。定山溪観光魅力アップ構想というのは、ここには出てくるレベルのものではないのですが、観光まちづくりプランというものから定山溪観光魅力アップ構想がつけられているという構成になっております。

○沼田委員 それであれば、これを破線で、この位置づけの延長上にあるのですと示されたほうが市民の方から受け入れやすいと思います。

○濱田会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○小澤委員 1ページの温泉街らしさやにぎわいづくりというところですが、具体的に温泉街らしさとは何なのでしょう。例えば、長野県の昔から何世紀も続いているようなものではないと思うのです。にぎわいというのも、人が車に乗ってばんばんやってくることを指しているのか、観光バスがたくさん来るような状態なのか、先ほどからお話に出ているそぞろ歩きなどがある程度の密度を持ってできるようなにぎわいづくりなのか。

基本方針1の温泉街らしさやにぎわいづくりということで、どなたも反対されないと思いますが、このイメージをもっと具体化していく作業がないと先に行けないと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） これは、観光部局でつくっているもので、既に策定しているので、中はなかなか変えられないですが、そこまで具体の施策をこの構想で落としているわけではないので、この指針づくりや、観光でこれから魅力アップ構想に基づいてやろうとしている取り組みで受け入れていく内容になると思っております。

○小澤委員 これを変える必要はないと思うので、具体的な運営イメージなり空間イメージなりがもう少しブラッシュアップされていくといいと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） おっしゃるとおりだと思います。

○西山委員 温泉地の定山溪をもっといいまちにしたいというのは、旅館を経営しておられる方々が、昔だったら旦那衆なのでしょうけれども、そういう経営者の方々がある程度集まってまちづくりを考えようというまとまりはあるということですね。

○濱田会長 そういう機運は高まっているという感じですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 定山溪観光協会というものが存在しています。

○西山委員 その人たちに、そぞろ歩きなどを含めて意図があるわけですね。ですから、届出のプロセスの中で、一方でこういうものに沿って、市役所が淡々と個別の人から届出を受けて、届出の許可を出していくみたいな、物によってはここで議論されたりもするのでしょうかけれども、そうではなくて、地元の人たちが、僕たちが考えているのに、例えば今後外資が入ってきて大きいホテルをつくるぞとか、高級なコンドミニウムをつくるぞと言い出したときに、そういう情報をいち早く地元が届出行為などのプロセスで、事前協議などで知って、それを一緒に議論したいみたいな、その辺のことはどこかにあるのですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 指針の中には盛り込んでいないのですが、今回、条例改正をしたときに地域景観まちづくり団体が位置づけられる制度を設けさせてもらったのですが、もし観光協会がその団体になれば、この地区の届出の情報を事前にこちらからお知らせすることができるという内容にしています。要は、そういうことができるようになっていたのですが、あとは地元のほうがやる気になっていただければできるかなということなんです。

○西山委員 やる気になっているのだったら、それを一番やりたいのではないですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） これから売り込みなのですが、一応、定山溪などはやりやすい場所になると思いますので、一旦、こちらから話はさせていただこうと思っています。

○西山委員 そこが一番大事というか、景観というのは規制することを考えますが、そういう方々は、このようにしたい、こうつくりたいという意思があって、だから、公共事業だって勝手にしてほしくないみたいなどころがあります。やるのだったら自分たちでちゃんと納得のいったものにしてほしいとかね。ですから、景観だけではない、景観や観光のまちづくりを考える主体がきちんと形成されていくことが強い観光地をつくるし、外から入ってくるものに対してもコントロール力を発揮するわけです。その辺が余り見えなかったのですが、今後ということですね。それはぜひ頑張っていたきたいと思います。

○濱田会長 それは大事なところですね。私も何人かの経営者を知っておりますが、自分のところだけということではなくてやらなければという危機感を持たれています。指針とかコントロールしていく中身を決めるときに一緒になってやっていくことで、その判断にも責任を持ってかかわっていく形になっていって、だから自分自身ののところも変なこととはできないといういい形になっていけばいいのではないかとも思います。

私自身の経験でも、地域で景観要綱などをつくるときに、ルールづくりを一緒になってやっておくと後がすごく楽なのですが、ルールづくりは大変なのです。地域の方は、緩いと思ったけれども、いざやろうと思ったらきついよねとか、きついと思ったけれども、抜け道があって緩いよねとか、よくおっしゃっています。そういう経験はすごく有効に生きてくるので、今回のものはそういうことに仕込めるのではないかなと感じておりました。

○西山委員 もう少しだけ言うと、多分、定山溪みたいなどころは、これだけ大都市で、昔は鉄道まで通っていました。だから、直接、個々の宿がプロモーションをすれば、顧客

を確保できて、連れて来たら囲い込んで、競い合うということですね。発展をそれぞれの旅館が競い合うという観光地の発展のプロセスを踏んできたのですが、だんだん時代が変わって行って、今は、全国いろいろなところの温泉街の中で、外に対していかに個性を発揮するか、いわゆるデスティネーションイメージをいかにつくるかという話です。デスティネーションのマネジメントです。今はDMOが大はやりですが、先に述べたような地域を考える組織がDMOになっていかなければいけないのです。そのときのデスティネーションイメージというものが、そぞろ歩きとか、今ここで何か言われていると思うのですね。そういう意味では、先ほどの西15丁目とは全然違って、ここはかなり戦略的なDMO的な組織が地域の観光経営を考えていく、そこが景観も一生懸命考えるという時代になったというあたりのモデルになると思うのです。ですから、デスティネーションマネジメントとしての景観づくりみたいなものを強く意識しなければいけなくなった、そういう定山溪の発展プロセスとこれからの景観づくりとの関係をぜひとも市も一生懸命になって一緒に取り組まれると良いと考えます。そういう意味では、ここに関しては観光部局との連携がものすごく重要になるでしょうね。言わずもがなですけれども。

○濱田会長 ありがとうございます。

実は、私と斉藤さんがアドバイザーで景観づくりの勉強会の場に数年前に呼ばれたことがありました。定山溪の方が来られて、観光協会の方がすごく景観のことをおっしゃるので、かなり若い方でしたが、そういうことが地元の検討の中で議論をされているのだなど当時感じていました。それがこのようにつながってきたのであれば、うまく連携していけばいい形が生まれる可能性があると思います。多分、冬は難しいからとかいろいろな条件があるかもしれません。その中でも、世界に例のないような雪国型の、冬でもみんな歩く温泉街の新しい姿の提案などもあっても良いと思います。

よく、はしご酒の話をされますが、寒いから何軒もはしごするという言い方もあるので、少し寒くなったら温泉に入るというのがこの地域の文化だというようなことでも良いと思いますので、頑張ってくださいと思います。期待しております。

○斉藤委員 先ほどの西15丁目に比べると、今、定山溪で景観まちづくりをするというのは、背景から見ても、これまでの経過から見ても、これは本当に適切なことだと思います。確かに、地域の方たちもかなり盛り上がっています。あの地域は、国道が拡幅になったり新たな公共施設をつくるという動きもあって盛り上がっているはずなのですが、今日出てきた補足資料のヒアリングですね。地域住民の方たちにアンケートを出して1割しか戻ってこないというのは、どう受けとめたらいいのか。

指針をどうこうという前に、意識、関心のある人たちが集まってつくっても、実際はなかなか定着しないと思うのです。ですから、裾野を広げるにはどうしたらいいかということや、関心を持ってもらうにはどうしたらいいかということをおわせてやっていかないと、指針ができて実際は何も効かなかったみたいなことになってしまわないかと、今日の資料を見て痛切に感じたところです。

別な話をさせていただきたいのですが、先ほど片山委員がおっしゃっていたことですが、指針の中の8ページです。定山溪のまちの構造を考えたときに、指定路線を一律で考えるというのは絶対に無理があって、国道230号と中央線は景観的にも全く異なっていると思うのです。これは、指針の中でもわかりやすい形で表現し、誘導しなければいけないと思います。特に今、国道230号が拡幅して、かなり大きな通りになります。それとそぞろ歩きの通りをつくっていくというのはバッティングする話なので、ここはもう一回考えていただく必要があると思います。

自分の分野のことで言うと、緑の基準ですが、国立公園内にある定山溪の豊かな自然をこの温泉街でも、感じられるようにつくっていきましょうという具体的な話は、自生種のカエデや桜を植えましょうということで終わっています。それは基本的なことですが、ここに事例で出ている花の扱い方とか、ほかのところに出ているプランターも少なくとも白いプラスチックのプランターはないです。その前に草花もちゃんと地植えしなければいけないです。自然に即した緑の景観づくりをすればです。それが基本にあって、できないところは装置でやるのもいたし方ない、でも、それも当然自然素材でやるべきだし、色も考えないといけないし、そこに使う植物も一年草ではないのではないとか、そういったことでちゃんと個性づけすれば、それが定山溪の特徴で売り物になるわけです。ぜひ、そういったところまで切り込んだ表現にさせていただきたいです。通り一遍の表現でしかないのではないかとということで少し残念に思いました。

○梅木委員 国立公園は結構厳しくて、自生種を逆に植えられないとか……。

○斉藤委員 ここは普通地域なので、街路樹に植えたり、庭に植えたりすることもそんなに制限がないと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 1割ぐらいしか回答がなかったというアンケートについてですが、これは地域の特殊事情がありまして、今、誘導区域としたいと思っているエリアの沿道の方々を対象にしている、全部のエリアにアンケートをとっているわけではないのですが、そのエリアは、ほとんどホテルとか既に事業を営まれているような方々の建物が多くて、普通に住んでいるというより、ホテルの従業員の方の宿舎などが多かったということがあります。実際、検討会議にホテルの経営者など事業者の方々に入っていただいて、意見交換している中での議論の内容をその方々に伝えたとしても、回答を返してくれなかったのかなというところもありまして、難しいところがあると思っています。アンケートという手法自体が難しいということがあると思っただけで、方法の考え方かと思うのですが、なるべく地域の方々に入ってきてもらって景観まちづくりをしていくところは活動のほうで入れていきたいと思っております。

そぞろ歩きの話で、指定路線の国道230号と定山溪中央線は全然違うだろうという話は当時からありまして、最初はこの二つを分けて検討を重ねてきていました。ただ、地域の意見を伺っていく中で、余り差をつけないほうがいいのではないかと議論に最終的にはなりまして、今は一緒になっています。僕らの考えでいくと、斉藤委員がおっしゃる

とおりで、どちらかという国道230号は地区への導入の部分になりますし、中央線は湯のまちをイメージするというので全然違うのではないかとということで、最初はそういう提案をさせてもらっていたのですが、基準を考えていく中で差がなかなか生まれなかったというところがありまして、今は一緒になっています。

今後は、拡幅の話などからこの2つの路線の考え方を別々に持ったときに指針の内容自体を変えるということも可能だと思っておりますので、ここも検討課題かと思っております。

みどりの話につきましては、おっしゃるとおりだと思っております。僭越ながらいいですか、13ページの上の基準の解説の中には、例えば植木鉢を設置する場合はその色彩や素材、温泉街のイメージを損なわないようにしましょうと書いてあるのですが、もう少し具体的に、実際にどう管理していくという話につきましては活動のほうで受けたいと思っております。32ページに意識啓発ということで、景観形成に資する専門家からアドバイスを得る機会の充実の中で、定山溪の植生に詳しい方に講師になってもらって教育するというのを考えておりまして、そういうことが実現できれば少しは具体性が保てるのではないかとと思っております。

○濱田会長 私も、事例のプラスチックについて、これは配慮されている例とっていいのでしょうかと疑問に感じておりました。

今回だけではなく、新年度に本格的に取り組んでいかれるということでありますので、今日ご説明された範囲のことで言えば、もう少しきめ細かい対応が必要だということがあったと思います。

○沼田委員 国道230号はどのような計画をされているのでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） この検討会議の中に開発局の方も入ってもらいながらやっています。ただ、まだ用地買収等が全部終わっているわけではないので、完璧な内容はちょっとわからないですが。

○沼田委員 例えば、北2条通は道路景観上のモデル路線です。ですから国も力を入れています。そうした中で札幌市も都市計画や、まちづくりをどうするかというところを複合的に考えていると思うのです。ですから、国交省で将来のビジョンを踏まえて、その支線となる路線はどのようにしていけばよいのかを複合的にリンクさせていくことも重要ではないかと思うのです。札幌市だけが単独でこういう意見が欲しいというのではなくて、国の方針を踏まえながら意見交換されていくほうがより速度の速い実現が可能なのではないかと思います。

○濱田会長 ありがとうございます。

では、ここについては、新年度にまた議論をさせていただきたいと思っております。

次は、議事（4）の説明をお願いします。

○事務局（都市景観係長） 議事（4）の前に、議事（1）のご報告の際にお伝えし忘れてしまったことがありますので、補足としてお伝えしたいと思います。

景観計画の策定について、計画と条例の周知についてということで、前回の審議会でご

審議いただきましたが、事業者向けの説明会を今週に開催しております。2月27日月曜日、2月28日火曜日、3月3日金曜日に開催しております。そのほか、前回の審議会でお示した内容に加えまして、いただいたご意見を踏まえて、ポスターの掲示とか地下鉄の車内広告の掲出、あとは、まだ検討中ですが、市長記者会見が開催できないかどうかということを内部の担当部署と検討しております。4月1日の運用に向けて周知を図っていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

続きまして、議事(4)の「好きです。さっぽろ(個人的に。)」の取組についてご説明いたします。

説明資料4をご覧ください。

この資料は、パワーポイントの資料を印刷したものでして、例えばページの中ほど右側に1と書いていますが、そのパワーポイントのページごとに番号を振っておりますので、その番号を参照しながらご説明をさせていただきたいと思っております。

まずは2番をご覧くださいなのですが、これまでの経緯ということで、札幌市では、昭和58年から平成21年まで、札幌市都市景観賞という表彰制度を実施しておりました。隔年で全14回実施しております。全部で81件、下にありますようなものを表彰させていただいたところでは。

1枚めくっていただきまして、3ページをご覧ください。

I、これまでの経緯ということで、市民主体の景観資源選出等の取り組みに至る経緯です。札幌市都市景観賞は、より効果的な普及啓発を目指して見直すこととしまして、平成24年度から平成26年度まで、一旦、試行的に、市民の方々に運営委員会を構成してもらって、主体的に取り組むをってもらうということを行ってまいりました。

具体的には、一つ目ですが、市民による良好な景観の掘り起こしと発信ということで、市民から個人的に好きな景色や風景などを募集して、応募していただきました。その応募していただいた景観について、これも市民の方々に、市内各地またはネット上で人気投票をしていただきまして、上位を選んだということがございます。その選んだ上位に入った48件を用いまして、アウトプットとして景観まちづくりカードゲーム、景カードというトレーディングカードゲームの一種ですが、そういったカードゲームをつくって活用しております。また、それと並行しまして、下の点にございますが、多様なイベントの実施ということで、まち歩きのイベントやトークフォーラムなどを開催してきたところです。

4ページから14ページまで、事例のご紹介になっているのですが、時間が押してきておりますので、こちらは省略させていただきたいと思っております。

2枚ほどめくっていただきまして、15とページ番号が振ってあるところをご覧ください。

ここからがローマ数字のII番ということで、平成28年度以降の取り組みについて記載しております。

まず、冒頭にもお話をしましたが、平成29年2月に景観計画を策定しました。この景

観計画の中には、第5章の5-4のところに景観に関する普及啓発についても記載させていただいているところですが、こちらについて、いろいろな取り組みを載せているのですが、その中の①と③にこの取り組みに関連したことを記載しております。

①では、景観に関する教育と体験の機会の提供ということで、イ、市民等との協働による普及啓発の取り組みと記載しておりますが、その中で、「好きです。さっぽろ（個人的に。）」というこれまでやっていた試行的な取り組みの成果と課題を踏まえまして、まずは景カードを使った子どもへの普及啓発の取り組みをしましょうということと、成果と課題を踏まえたより多くの市民、事業者等に波及する効果的な取り組みを検討して実施していくということでございます。

また、③のウでは、新たな表彰制度の検討実施ということで、新たな表彰制度についても市民、事業者等の景観に関する意識を向けていただいて、自発的な取り組みを行うきっかけとなるようなものを検討して実施していきたいということで位置付けさせていただいております。

続いて、下の16番を見ていただきたいのですが、一つ目は、平成28年度好きです。運営委員会委員からの意見ということで、過去、平成24年度から26年度まで行っていた取り組みに参加していただいていた方々と意見交換を実施しました。その際に、景観は行政区域で区切られているものではないということで、市域にとらわれず、近隣市町と連携して取り組みを行ってはどうかというご意見をいただいたところです。

また、景観行政の動向と書いておりますが、こちらは西山先生が特に詳しいところかと思いますが、国におかれましても景観法運用指針が、平成28年3月に改正されておりますが、その中で地域において連綿と積み重ねられてきた地形、自然、歴史、文化等から成る景域を読み解いて、広域的な景観形成の取り組みが重要だということが示されたところです。また一方で、札幌周辺の状況を見たときに、例えば南西の山地から北東の平地、石狩平野にかけて地形的に、札幌市だけではなくて、隣の市町村とも地形的にも同様の特徴を有していたり、個別に細かい歴史は当然ありますが、開拓に入ってきた歴史ということからいきますと、同様な特徴があるという面もありますので、そういう観点で札幌周辺の状況においても広い観点で地形的、歴史的に同様な特徴を有しているものではないかと考えたところです。

これらを踏まえまして、札幌市では、普及啓発の取り組みについても広域景観の観点から取り組むことが重要だと考えておりまして、市域周辺も含めた取り組みを徐々に行い、その認知を広げて連鎖、拡大させながら重ねていきたいと考えました。

当然、普及啓発の取り組みが、イコール、広域景観につながるものではありませんが、普及啓発の観点からも、そういうことをやっていくことが大事ではないかと考えました。

続きまして、17番をご覧ください。

今後の取り組みについてと書いております。

(1) 「好きです。さっぽろ（個人的に。）」の取り組みということで、こちらは広域

景観の観点から札幌市の市域境界線付近を対象に、近隣市町の住民や自治体の方と連携しながら景観資源選出等の取り組みを展開していきたいと考えております。

(2) 景カードの活用ということで、お試しでやっていた取り組みからできたアウトプットとしての景カードですが、継続的かつ積極的に今後も普及に努めていきたいということと、市民等によるゲームシステム等を活用した新たな展開を検討していきたいと考えております。

具体的なものはまだありませんが、例えばこのゲームシステムを使って、市民の方が少し利益が得られるような、それを使ってまた景観普及の取り組みを主体的にやっていただけるような展開ができないかというところを考えていきたいと思っております。

(3) 新たな表彰制度に向けてということで、「好きです。」の取り組みを通じて継続的にあり方について検討していきたいと考えております。

下に行きまして、今年度の取り組み概要ですが、今申し上げたような広域景観の観点からの普及啓発の取り組みを始めるに当たりまして、市民の機運を高めることや、近隣市町の住民の方々、行政関係者の方々との連携につなげるためにイベントを開催することを予定しております。また、そのイベント時に、景カード体験会もあわせて開催したいと考えております。そのイベントですが、下の18番にありますが、これはまだ現時点で暫定の予定ということでありますが、平成29年3月26日の日曜日の午後に開催させていただきたいと考えております。テーマとしては「境界と景観」ということで、ゲストをお呼びしてトークセッションのようなことをさせていただきたいと考えております。

また17番に戻っていただきまして、今年度の取り組み概要の2ポツ目です。これは、既に今年度にやっちゃっていることではあるのですが、市内の児童会館で景カード体験会の実施を全部で6回ほど開催したところです。景観普及の取り組みのうち、市民と協働でやっていく取り組みについて、今後このような考え方で取り組んでいきたいということをご説明いたしました。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○濱田会長 ありがとうございます。

ご説明がありましたが、ご意見、ご質問はありますか。

○梅木委員 近隣市町村とは、具体的にどこですか。

○事務局（都市景観係長） 平地で接している近隣というイメージでして、西のほうから小樽市さん、石狩市さん、当別町さん、江別市さん、北広島市さんに少し打診をしているところです。

○濱田会長 景観賞のあり方の見直しも含めて、平成24年から検討された結果、景カードという道具をうまく使いながら取り組んでいきたいということでございます。

○渡部委員 札幌市都市景観賞は平成21年で終わっているのですが、今後は全くやる予定はないのですか。

○濱田会長 新しい表彰制度のあり方ということも模索中でありまして、17ページのところでです。

私も、お上が呼びつけて、褒めてつかわすというような表彰制度はやめましょうという乱暴な話をしたこともあるのですが、そういうことではなくて、お互いに市民がいいと思うものですね。認め合って、自分たちの活動意欲につながるような表彰制度のほうがいいのではないかという雰囲気ですね。

○渡部委員 市民が自分たちで推薦したりというのがいいと思います。

○田中委員 質問ですが、景観というのは自然そのものも入れてもいいのですか。白川の柱状節理や石狩川の河畔のあたりなどですね。

○濱田会長 もちろんそうです。今回は、自然も含めてということで、都市だけではないということにしていますので、身近にある自然も含めてです。

○田中委員 人の手が加わっていないものですね。

○濱田会長 ほかにいかがでしょうか。

今はここまで来ていますというご報告ですので、特段のご意見、質問がなければ、予定の2時間を既に過ぎていますので、このあたりにしたいと思います。

事務局へお返しします。

○事務局（地域計画課長） 本日のご審議、大変ありがとうございました。

議事録につきましては、皆様に内容のご確認をいただいた上で、ホームページで公開となります。委員の皆様には郵送させていただきますので、よろしく願いいたします。

ここで、事務局からお知らせがございます。

濱田会長は、今年度末をもちまして、本審議会の会長及び審議会委員を退任することになりました。濱田会長のこれまでのご尽力に対し、札幌市まちづくり政策局都市計画担当局長の佐藤よりお礼のご挨拶を申し上げます。

○佐藤都市計画担当局長 まちづくり政策局都市計画担当局長の佐藤でございます。

本日のご審議、お疲れさまでした。

濱田会長の退任に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

このたび、濱田会長は、本審議会会長、そして委員の職を退任されることとなりました。在任中の多大なるご尽力、ご貢献に対しまして、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

濱田会長におかれましては、平成22年度から本審議会委員に選任され、4期7年の長きにわたり、景観及び地域まちづくりの専門家として審議会場でさまざまなご高見、ご高配を頂戴いたしました。さらには、平成24年度から会長につかれまして、審議会におけます多様な審議のかじ取りをしていただいたところでございます。特に、平成26年度からは、景観計画と景観条例の見直しについて、審議会委員の皆様のご審議を取りまとめいただくとともに、貴重なご意見をいただきまして、おかげさまで景観計画の策定、条例の改正を行うことができたところでございます。

これまで濱田会長からいただきましたご高見、ご高配は、今後の札幌市の景観行政、まちづくりを進める上で大きな礎になるものと考えております。

最後になりますが、濱田会長への感謝と慰労、そして、今後のさらなるご活躍をご祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○事務局（地域計画課長） 続きます、濱田会長からもご挨拶をお願いしたいと思いません。

○濱田会長 こういう場があることを想定していなかったのですが、ちょっと戸惑っていますが、御挨拶させていただきます。自身のわがままもありまして、もう長いことやってきて区切りがついたということで、「計画」の素案が出来あがった去年の3月にそろそろ交代したいということを申し上げていました。ほかに若干やりたいこともあり、そちらに時間をとりたいからということでもあったのですが、景観計画をやって、それを担保する条例の検討があるのだから、ここでやめたら中途半端ですと言われて、だったらあと何年やれば良いのですか？だとか、本当にざっくばらんなお話をしました。そして、私の希望として、条例改正のところまではやらせていただきましょうということで、このようになりました。

実際に今日もそうだったのですが、審議会会長として進行役を本当にうまくやれたのだろうかとか些か疑問に思っています。私は、進行役なので自分の意見は言わないという立場より、皆さんから意見をいただきながら、私の意見も言うという立場でやってきました。それから、何もしゃべらずに帰の方がいらっしゃらないように、実は今日、奈良委員だけまだ意見をいただいているのでどうしようかと思っておりましたが、とにかく全員の方に必ず意見をいただく、しかも、ざっくばらんに本音の意見を言っていただくということで進めてきたつもりです。

本日も西山先生からおもしろい意見をたくさん出していただきましたが、たくさんの審議会のご経験のある西山先生から、いい議論だったという話を何回かいただいて、そういう方針でやってきたのがよかったのかなと思いつつ務めてきました。今日は時間を少し超えての進行になりましたけれども、最後の務めを果たさせていただきました。

引き受けた経緯についても、私は、余り大きなまちが得意ではないとか、好きではないとか、主に小さなところのお手伝いをしてきましたので、最初に札幌市の景観についてと言われたときに、どうしようかと思ったのですが、自分自身が地域でいろいろなことを言っている住民として、何らかのかかわりを持って役目を果たすべきですと地域の方々に言いながら、自分が札幌市の景観やまちづくりを本当に市民としてかかわり切れているだろうかという思いもありました。町内会の役員等もしているということはあるのですが、札幌市の景観に関しても自分なりの役割を果たせるのであれば一定の期間はやって、市民としても札幌市のことにかかわったという証くらいは持てたほうが良いかなということでやっているうちに、このようなことになりました。

「計画」の見直しの話のときには、事前に私なりに考えていたことを事務局にお話をし

ましたし、皆さんからも意見をいただいた中で、事務局でそれらをきちんと受けとめていただいて、面倒な作業をたくさん頑張っていたことに感謝しております。

冒頭に申し上げましたように、この計画は、作って終わりではありません。私も終わったから退くというわけではなく、この後が楽しみだと思いながら退きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そのようなことで、これまでの審議会においては、事前の予告もなく、当日の流れの中で突然振ったり、若干促すようなことをつけ加えて意見を求めるというむちゃ振りのやり方をさせていただきましたが、皆さんしっかりと対応して御意見を出して頂きました。おかげさまで、皆さんと一緒にいい議論をしながら、それなりのものを創り上げることができたことに感謝しながら退きたいと思っております。これからは、市民として優しく、また、厳しく見守っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

長い間、ありがとうございました。（拍手）

○事務局（地域計画課長） 濱田会長、これまで、誠にありがとうございました。

3. 閉 会

○事務局（地域計画課長） それでは、以上をもちまして、平成28年度第5回札幌市都市景観審議会を終了いたします。

なお、今年度の都市景観審議会は本日が最後となります。

次回の審議会は、翌年度の5月から6月ごろを予定しております。

本日は、ありがとうございました。

以 上

平成28年度第5回札幌市都市景観審議会出席者

委員（12名出席）

梅木あゆみ	(有) コテージガーデン 代表取締役
小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院 教授
片山めぐみ	札幌市立大学デザイン学部 講師
斉藤 浩二	(株) キタバ・ランドスケープ代表取締役
奈良 顕子	(有) 奈良建築環境設計室 室長
西山 徳明	北海道大学観光学高等研究センター 教授
濱田 暁生	(株) シー・アイ・エス計画研究所代表取締役会長
早川 陽子	(一社) 北海道建築士会 情報委員会 委員長 (早川陽子設計室 主宰)
渡部 純子	公益社団法人日本サインデザイン協会 理事
石井 芳子	市民
田中富美子	市民
沼田 実	市民